

# 令和6年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に係る 動向調査委託事業に関する企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体が組織するグレーターしまなみ・えひめ推進協議会（以下、協議会という。）が実施するしまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に係る動向調査委託事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

## 1 目的

愛媛・広島両県を結ぶしまなみ海道は、「サイクリストの聖地」として国内外から年間約33万人ものサイクリストが訪れるが、その約6割が尾道市を起点に広島県側のみ走行しているものと推定されるほか、本県側アクセスは、JRを除くと松山空港、松山観光港、東予港（西条市）などの交通結節点が起点となるが、しまなみ海道までの距離がそれぞれ50km程度あり、しまなみ海道へのアクセス者は少数に止まっている。もとより、しまなみ海道をサイクリングする方の大半は、宿泊を伴わない「通過型」かつ、飲食以外の消費が少ない「小消費型」であることから、本県側陸地部への経済効果は僅かとなっている。

こうした現状を打破し、広島県側のみを走行するサイクリストを本県側陸地部に引き込むため、しまなみ海道から交通結節点を有する松山市又は西条市までを数日掛けて周遊する新たな旅のスタイルの提唱及び普及・定着が必要であり、また、本県側陸地部エリア内において、多彩な体験型アクティビティ、宿泊施設等との連携が不可欠である。

そこで本県では、しまなみ海道と隣接する本県側陸地部の交通結節点を結んだエリアを、広域サイクルツーリズム圏域（グレーターしまなみ・えひめ圏域）と設定し、同圏域内での新たな「滞在型」自転車旅の楽しみ方の提唱や普及・定着等を図り、交流人口の拡大・実需の創出に向けて、様々な取組を行ってきたところ。

本調査を実施し、サイクリング観光客の特徴・ニーズや本県側陸地部までサイクリングに来ない原因等を明らかにして、関係者に情報提供することで、本県側陸地部にサイクリストを引き込むための打開策の検討につなげ、本県側エリアにおけるサイクリング観光客の観光消費額の拡大等を目指す。

## 2 業務の概要

- (1) 名称 令和6年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に係る動向調査委託事業
- (2) 内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約の日から令和7年3月末まで
- (4) 予算額 金2,900,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

### 3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) これまで、WEB アンケートを活用した動向調査を実施したことがあること
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (3) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が(1)から(5)、構成員は上記(2)から(5)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

### 4 参加申し込み

参加を希望する事業者は、令和 6 年 12 月 13 日 (金) 15 時 (必着)までに別添「企画提案型プロポーザル参加表明書(別紙①-1)」を「13 問い合わせ・連絡先」まで、電子メール又は FAX で提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること(別紙①-2)。

また、資格要件を満たさない事業者に対しては、電子メール又は FAX にて通知する。

### 5 企画提案書

#### (1) 提出書類

①形 式：原則として A4 判、横書き、左綴じ (着色・両面印刷可)

・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位

②内 容：18 ページ以内(片面を 1 ページとし、表紙を除く)

#### 【内訳】

- ・概要 (全体構成、PR ポイント等) …………… 2 ページ以内
- ・事業内容 (動向調査の実施・調査結果の分析及び報告) …………… 10 ページ以内
- ・スケジュール…………… 2 ページ以内
- ・収支計画書 (または経費見積書)…………… 2 ページ以内
- ・事業実施体制…………… 2 ページ以内

③その他必要書類：

- ・事業者概要 (設立年月日、資本金、従業員数等)

※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと

- ・類似事業の実績内容(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を 5 件以内)

※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して10件以内

④備考：

- ・提案書の表紙には、宛名「グレーターしまなみ・えひめ推進協議会会長」、タイトル「令和6年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に係る動向調査委託事業企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。
- ・1企業(共同企業体)につき各1提案
- ・質問がある場合は、別添の令和6年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に係る動向調査委託事業企画提案型プロポーザル質問票（別紙②）により令和6年12月13日(金)までに「13 問い合わせ・連絡先」まで電子メール又はFAXで送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全社に電子メール又はFAXで回答することとする。

(2) 提出部数

企画提案書10部(うち正本1部)

(3) 提出期限及び提出先

提出日：令和6年12月23日(月)15時(必着)

提出先：「13 問い合わせ先・提出先」まで、持参又は郵送(必着)とする。

6 審査

審査は審査会を設置し、企画提案書をもとに書面にて審査を行う。

7 企画提案に必要な視点

(1) 理解度

本事業の目的・課題を十分に理解し、仕様書の趣旨に沿った提案となっているか。

(2) 効果性

最大の効果が得られるような提案となっているか。

(3) 継続性

調査結果、分析を通じて、今後の展開につながる提案となっているか。

(4) 事業推進能力

事業を確実に推進できる者であるか。

また、運営体制等は、妥当なものとなっているか。

(5) 経費

事業内容、規模に対して経費の積算が適切な提案となっているか。

8 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

9 スケジュール

12月9日(月)公募開始

- 1 2月13日（金）参加表明書提出締切
- 1 2月23日（月）企画提案書提出締切
- 1 2月下旬 審査会
- 1 2月下旬 委託業者決定

## 10 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県、愛媛県自転車新文化推進協会及び本協議会が委託する別事業の受託者等との連携を十分に図ること。
- (2) 委託期間において、必要に応じて本協議会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- (3) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

## 11 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙③により「13 問い合わせ先・提出先」まで、電子メール又はFAXで連絡すること。

## 12 委託契約

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、本協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、本協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。

## 13 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

グレーターしまなみ・えひめ推進協議会

（事務局：愛媛県観光スポーツ文化振興部自転車新文化推進課 サイクルリズム推進グループ）

TEL 089-947-5451

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

sumida-hideyoshi@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、ご担当者様の上席を宛先に追加のうえ、期間内に送付して下さい。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行って下さい。

ご担当者様が代表者である場合は、その旨メール本文に記載の上、送付して下さい。